

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 21 年 第 3 回

豊頃町議会定例会会議録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成 21 年 9 月 16 日

至 平成 21 年 9 月 25 日

豊頃町議会

# 平成21年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成21年9月17日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 認定第1号	平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定
日程第 3 認定第2号	平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第 4 認定第3号	平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第 5 認定第4号	平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
日程第 6 認定第5号	平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
日程第 7 認定第6号	平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定
日程第 8 認定第7号	平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
日程第 9 認定第8号	平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定

## ◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君

教 育 長	菅 原 裕 一 君
農業委員会会長	竹 下 昌 徳 君
代表監査委員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 野 幸 雄 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君
会 計 管 理 者	高 倉 明 君
住 民 課 長	田 中 啓 喜 君
福 祉 課 長	吉 村 進 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	石 塚 周 二 君
教育委員会教育課長	山 本 芳 博 君
農業委員会事務局長	友 重 誠 一 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	渡 辺 良 英 君

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

●小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番津久井精一議員を指名します。

◎ 認定第1号～第8号

●小野木議長 日程第2 認定第1号平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第7号平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第9 認定第8号平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

認定第1号から認定第8号までの8件について、一括して提出理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 認定第1号平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第8号平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上8会計の決算について一括御説明いたします。

各会計の決算につきましては、平成21年9月7日付で平成20年度豊頃町一般会計ほか7特別会計の歳入歳出決算審査意見書の提出を町監査委員より受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計毎の歳入歳出決算書及び関係書類に意見書を付して議会の認定を受けるものであります。

平成20年度の予算編成におきましては、国の経済財政運営と構造改革に関する基本指針に基づき、引き続き歳出改革路線を堅持、強化してまいりました。地方財政は三位一体改革や財政健全化の骨太方針により、歳出削減と国と地方の基礎的財政収支を黒字化することを目標としており、町財政においても、地方交付税や国庫補助負担金の見直しなどの影響により、財源不足を生じる厳しい財政状況の中で、第4次行政改革大綱に基づき、中長期的な財政運営の安定化を図るため、歳出経費全般についての見直しや町債の累増を抑制しながら、財源の重点的、効率的配分に努めてまいりました。

平成20年度の主な実施事業としましては、福祉関連において、福祉タクシー乗車券交付事業、原油価格高騰に伴う福祉灯油支給事業及び乳幼児医療費助成事業対象者を小学生まで拡大するなど単独事業を、農畜産業関連では、農道明渠補修道営負担事業、営農資材費等高騰対策事業、畜産環境整備リース事業、畜産環境整備事業、林業関係では、森林管理道安骨線整備事業、町有林造林事業、21世紀北の森づくり推進事業、水産業関連では、荷さばき施設整備事業、流木等整備事業、商工観光関連では、プレミア付商品券助成事業、物産直売所整備事業、産業交通体制の整備関連では、国庫補助道路整備事業、住環境及び社会資本の充実関連では、町営住宅整備事業、河川整備関連では、柳切り等の維持補修事業を実施するなど、限られた財源の効率的な配分に努め、町民の福祉向上を図るべく適正な予算執行を行ってきたところであります。

なお、主要な施策の詳細につきましては、決算認定、主たる成果説明書に、平成20年度予算の執行状況について詳細に説明させていただきました。

本町は、今後も計画的な健全財政を確立するため、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、定員管理の適正化、民間委託の推進など、行財政運営全般にわたる改革を独自の工夫を加えながら積極的に推進し、安らぎとぬくもりのあるまちづくりを町民との協働で実現するため、より発展的な町政の運営に一層努力していく所存であります。

それでは、平成20年度決算認定、主たる成果説明書により御説明申し上げます。

予算執行状況につきましては1ページの第1表のとおりですが、一般会計ほか7特別会計の歳入歳出差引額は1億7,165万3,000円で、平成21年度に繰り越すべき財源は2,757万3,000円となり、実質収支は1億4,408万円、うち、翌年度繰越分は9,538万円で、決算剰余積立金は4,870万円であります。

次に2ページ、第2表、一般会計財政収支の状況におきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断比率の公表が平成19年度決算から義務づけられたところでありますが、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指標においても早期健全化判断基準を下回っており、本町の財政運営は健全な状況にあります。

歳入は42億6,607万9,000円、歳出は41億8,687万5,000円となり、単年度収支は643万7,000円であります。また、年度末の地方債現在高は56億2,911万9,000円となり、実質公債費比率は過去3カ年平均で17.3%となっており、このことを十分

認識し、今後の投資的事業を検討しながら財政運営の健全化に努めてまいります。

次に3ページ、第3表、一般会計歳入歳出決算構成表の各款別の歳入状況につきましては、収入済額で対前年度比6.9%の減となりました。その主なもののうち、9款地方交付税の増は、普通交付税の地方再生対策費です。11款分担金及び負担金の減は、平成19年度の道営事業分担金が主なものです。13款国庫支出金の増は、地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金によるものです。14款道支出金の減は、平成19年度の地域バイオマス利活用交付金が主なものです。17款繰入金の減は、平成19年度の酪農振興基金と土地開発基金の廃止に伴う基金積み替えによるものです。20款町債の減は、平成19年度の小規模授産事業及び町営住宅建設事業が主なものです。

次に4ページ、第3表の各款別の歳出状況は表のとおりで、その性質別内訳は、5ページ、第4表に上げましたが、歳出合計で、対前年度比7.5%の減となりました。また、第4表の繰出金の5億1,111万4,000円は、国民健康保険特別会計など7特別会計への実質繰出金のほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に係る人件費分を合算したものです。なお、人件費の内訳につきましては、6ページ、第5表のとおりであり、その他1,115万8,000円は臨時職員等に係る社会保険料等であります。

次に、7ページの第6表は、一般会計歳出決算別集計表の内訳でございます。

8ページからの第7表は、一般会計歳出予算のうち負担金補助及び交付金の内訳であります。

13ページから81ページまでは、主要な施策の成果内容であります。

次に、23ページ、町税の収入実績につきましては、不納欠損額を差し引いた収入未済額が903万4,549円、収納率97.4%と、前年の実績を0.2ポイント下回る結果となりました。今後も収納率を向上させるため、一層努力してまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

82ページからは、国民健康保険特別会計など7特別会計の財政収支の状況及び事業の執行状況であります。

各特別会計の収入状況は、84ページ、国民健康保険税の収納率が90.1%、93ページ、介護保険料の収納率が99.7%、100ページ、後期高齢者医療保険料の収納率が99.9%、102ページ、水道使用料の収納率が99.2%、104ページ、下水道使用料の収納率が99.0%となりました。今後も町税と同様に、収納率を向上させるため収納対策を強化し、公平な利用料金等の収納に努力してまいります。なお、平成19年度から3カ年の臨時特例措置として実施される公的資金補償金免除繰上償還で、一般会計、簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計において、対象となる高利率の地方債の繰上償還を行い、公債費の抑制に努めました。

以上、平成20年度各会計の決算について概要を申し上げましたが、地方財政は、三位一体改革の全体像に沿い、一般財源の総額は確保されたものの、引き続き、財政運営に大きな影響を与えております。これらを踏まえ、経常経費及び投資的経費の予算配分など、創意工夫を展開し、

健全なる財政の維持と円滑な財政運営を図るため、今後さらに努力する所存でありますので、御審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 ここで、お諮りします。

認定第1号から第8号に係る平成20年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の8件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第8号に係る平成20年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の8件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

日程第2 認定第1号平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書9ページをお開きください。

平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款町税、1項町民税。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま副町長のほうからも、収納率の向上ということで大変力説されて、努力をされているというようなお話をございましたけれども、この町民税の中に、固定資産税ですか、不納欠損額ということで欠損金扱いをされているわけですね。この経過等について、どういう状況で欠損金扱いされたのか、この意見書の中でも、きちんとその指摘をされております。

●小野木議長 菅谷議員に申し上げます。第1項の町民税から入っておりますので。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

1項町民税ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 2項固定資産税。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま申し上げましたように、固定資産税で、いわゆる380万円の不納欠損金ということで欠損金扱いをされているわけでございますけれども、これらについて、一応、意見書の中でもきちんと取り上げてありますけれども、その経過等について御説明をいただきたいと思うのです。

●小野木議長 答弁、田中住民課長。

●田中住民課長 御説明申し上げます。

ただいまの御質問の、固定資産税の不納欠損の関係でございますが、この件につきましては380万8,797円ということで、件数におきましては55件ということでございまして、その中では、いろいろな条件がございまして、無財産によるものだとか生活困窮によるもの、消滅時効によるもの等がございます。それで、不納欠損の経過といいますか、今までの、平成7年から平成17年までの延べ55件についての不納欠損の処理ということで考えてございます。

以上です。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 平成7年からといいますと、これは事情が何かで、5年なら5年経過することによって、この意見書の中にもありますけれども、そういう取り扱いをしたということですか。

●小野木議長 答弁、田中住民課長。

●田中住民課長 そのとおりでございまして、無財産の場合には執行停止3年によるもの、それから、生活困窮も執行停止3年、消滅時効については5年と、そういう考え方でございます。

●小野木議長 次に進みます。

3項軽自動車税。

(質疑なし)

●小野木議長 4項町たばこ税。

(質疑なし)

●小野木議長 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。

(質疑なし)

●小野木議長 2項地方道路譲与税。

(質疑なし)

●小野木議長 3款利子割交付金、1項利子割交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款配当割交付金、1項配当割交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款地方特例交付金、1項地方特例交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 2項特別交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 3項地方税等減収補てん臨時交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 9款地方交付税、1項地方交付税。

(質疑なし)

●小野木議長 10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 11款分担金及び負担金、1項分担金。

(質疑なし)

●小野木議長 2項負担金。

(質疑なし)

●小野木議長 12款使用料及び手数料、1項使用料。

(質疑なし)

●小野木議長 2項手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 13款国庫支出金、1項国庫負担金。

(質疑なし)

●小野木議長 2項国庫補助金。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 18ページに総務費国庫補助金ということで、定額給付金のことがありますね。この決算審査意見書の中で、3月31日までは1,351世帯、5,174万円ということでございまして、差し引きますと142世帯がまだ、3月末現在ではもらってないですよという表現の仕方なのですけれども、これ、以後、その142世帯、現在は全額いただいているのですか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えいたします。

3月までの1,351件に加えまして、4月以降139件、受け付けの締め切りが今月の14日でございました、14日で確定をいたしました。それで、残り3件。3件につきましては、居所不明が1名、それから、受け取り拒否が2世帯ということで、139件について新年度で支給済みということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今の3件につきまして、9月14日現在ですよね、そういたしますと、その3件についての金額もあるでしょうし、これは、いわゆる期限が来たら国に戻すのですか。どうい

う処理の仕方をするのですか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えいたします。

基本的に全額国費で賄っております関係で、お見込みのとおり、お返しするような形になろうかと思います。

●小野木議長 先に進みます。

3項委託金。

(質疑なし)

●小野木議長 14款道支出金、1項道負担金。

(質疑なし)

●小野木議長 2項道補助金。

(質疑なし)

●小野木議長 3項委託金。

(質疑なし)

●小野木議長 15款財産収入、1項財産運用収入。

(質疑なし)

●小野木議長 2項財産売払収入。

(質疑なし)

●小野木議長 16款寄附金、1項寄附金。

(質疑なし)

●小野木議長 17款繰入金、1項繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 18款繰越金、1項繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(質疑なし)

●小野木議長 2項預金利子。

(質疑なし)

●小野木議長 3項貸付金元利収入。

(質疑なし)

●小野木議長 4項受託事業収入。

(質疑なし)

●小野木議長 5項雑入。

(質疑なし)

●小野木議長 20款町債、1項町債。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、31ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

8番津久井議員。

●8番津久井議員 一般会計の人事費の内訳というのがこの成果説明書にあるわけですけれども、この中で、嘱託職員が19年から見ますと826万円ふえておりますね。全般に見ましても、19年から見ますと1,858万1,000円ですか、非常にこの人事費が増えているというような状況になっておりますけれども、非常にこの財政厳しい中で、行政改革との整合性といいますか、そういったことで、この辺の人事費が抑えていけないのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 今の質問にお答えいたします。

嘱託職員の人事費の増というのは、実は平成19年度までは、日々雇用の方についても嘱託職員として採用した方がおりますので、それについて増となつた次第であります。

●小野木議長 8番津久井議員。

●8番津久井議員 嘱託職員はわかりますけれども、全体に見て、この人事費がですね、これだけ本町は人口減にもなっておりますし、財政的なところでは厳しいということが言われている状況であるわけです。そういう中で、この人事費がこれだけ上がるというのは、やはり問題ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、町長。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 今、議員御指摘のように、私どもも人事費については努めて削減するように努力はいたしております。近年、職員の人事費を削減するに当たって、職員の採用には努めて採用しないで、退職者が出ても補充しないように努力はいたしております。

それから、職員の給与並びに手当等についても、人事院勧告に基づいて今支給はしておりますけれども、努めて職員の皆さんにも我慢していただくということで努力はしております。それから、職員の採用についても、先ほど、嘱託職員については、日々雇用から嘱託職員に採用になった者もいるのですけれども、全体的には、職員の増は見ておりません、そのように努力はしております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私のほうからも一言答弁させていただきます。

特に人件費につきましては、津久井議員のおっしゃるとおり、非常に人口の割合に職員の数が多いのではないか、確かに、全国の類似団体から見ますと、本町におきましては、正職員人數については、類似団体から見ると多いですけれども、それは地形的な問題等々がございます。特に、今抱えている問題としては、非常に平均年齢が上がっているわけであります。もう既に御承知のとおり、当初予算の給与の明細を見ても、平均で、私どもの共済を入れますと、1人約七、八百万円かかるような形になります。ただ、今抱えている職員の定期昇給だけでも五、六百万円必要でありますので、通常の、本当の定期昇給だけでも人件費の伸びは出てきております。しかし、今後これから退職される方におきましては、できるだけ新規採用を数少なく、退職2人のところを1人、仮に3人のところを1人もしくは2人という形で、長期にわたって人件費については調整し、できるだけ予算の中の人件費が、比率が上がらないように努力を重ねていく所存でございます。

以上です。

●小野木議長 2目文書広報費。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 文書広報費の中で、町史の追補版を作製するというふうに予定しておりました、町長も執行方針で、20年以上たっているので追補を出したいということでございましたので、今年度においては、20年度においては2回ほど委員会が開催されておりますけれども、どのような状態まで進められたのかお聞かせを願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えいたします。

現時点で、平成21年度中に発行可能というようなところまで来ているということでございます。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 今、現時点ということで、21年度の発行間違いないということでございます。

もう一つお聞きしたいのは、委員に任命されている人はどのような人たちでしょうか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 申しわけございません。お答えをさせていただきます。

10名の内訳、男性が8名、女性が2名。元農協の職員ですとか元漁協の参事さん、あるいは

自営業の方、農業の方、商業の方。お名前まで必要であれば読み上げます。

以上であります。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 過去の歴史を未来に残すということは重要なことで、それぞれの委員さんも立派な方だというふうに安心しているところでございます。

●小野木議長 先に進みます。

3目財産管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 4目町有林管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 5目地方振興費。

(質疑なし)

●小野木議長 6目生活安全推進費。

(質疑なし)

●小野木議長 7目企画費。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 企画費の中で、協働のまちづくりで300万円の予算を見ているわけですが、今年度は17団体26事業ということで146万6,000円ほど支払われているようでございますが、主だった事業の内容というのはどのようなものだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 詳細、ちょっと手元にございませんけれども、主に農村部における町道の草刈り、あるいは排水の管理等が金額的には多くなっています、件数的に。

以上であります。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 なかなか、どのようなものに支払われるのかということが、まだ住民のほうがよくわかっていないというふうに考えますけれども、今後、それらの徹底ということはどのように考えてますか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 今申し上げたように、多くは町道草刈り等の環境管理を含めた部分が多くなってございますけれども、新たに発生している事業等もございます。例えば、茂岩本町におけるイルミネーションを町内会こぞってやっていただいたりということで、新たな事業も発生しておりますので、今後におきましては、そういう事例を紹介する中で、広報等で広く呼びかけをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

●小野木議長 8 目地籍管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 9 目電算情報管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 10 目簡易郵便局費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 項徴稅費、1 目稅務總務費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費。

(質疑なし)

●小野木議長 4 項選舉費、1 目選舉管理委員会費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目釧路十勝海区漁業調整委員会委員選舉費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 目農業委員会委員選舉費。

(質疑なし)

●小野木議長 5 項統計調査費、1 目統計調査費。

(質疑なし)

●小野木議長 6 項監査委員費、1 目監査委員費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉總務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目長寿社会振興費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 目老人福祉費。

(質疑なし)

●小野木議長 4 目障害者福祉費。

(質疑なし)

●小野木議長 5 目老人医療費。

(質疑なし)

●小野木議長 6 目福祉医療費。

(質疑なし)

●小野木議長 7 目福祉バス等管理費。

(質疑なし)

- 小野木議長 8目後期高齢者医療費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 2項児童福祉費、1目保育所費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 2目子育て支援費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 3目学童保育所費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 4目児童措置費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 3項災害救助費、1目災害救助費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 2目保健センター管理費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 3目保健指導費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 4目乳幼児医療費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 5目清掃費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 6目し尿処理費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 2項簡易水道費、1目簡易水道費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 2目農業総務費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 3目土地改良総務費。  
(質疑なし)
- 小野木議長 4目道営事業費。  
(質疑なし)

●小野木議長 5 目中山間地域対策費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 項畜産業費、1 目畜産業費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目公社営事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 項林業費、1 目林業総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目林道整備費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 目治山事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 4 項水産業費、1 目水産業総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目観光費。

(質疑なし)

●小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目除雪費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 目国庫補助道路整備費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 項住宅費、1 目住宅管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 目住宅建設費。

(質疑なし)

●小野木議長 4 項河川費、1 目河川総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 5 項施設費、1 目施設管理費。

(質疑なし)

- 小野木議長 6 項公共下水道費、1 目公共下水道総務費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 8 款消防費、1 項消防費、1 目消防費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 項災害対策費、1 目災害対策費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 目教育研究所費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 目学校保健費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 目スクールバス管理費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 項小学校費、1 目学校管理費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 目教育振興費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 項中学校費、1 目学校管理費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 目教育振興費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 項社会教育費、1 目社会教育総務費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 目文化振興費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 目図書館費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 目える夢館費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 5 項保健体育費、1 目保健体育総務費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 目体育施設費。  
( 質 疑 な し )

●小野木議長 3目学校給食費。

(質疑なし)

●小野木議長 10款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費、1目災害調査費。

(質疑なし)

●小野木議長 2目現年災復旧費。

(質疑なし)

●小野木議長 2項公共土木施設災害復旧費、1目災害調査費。

(質疑なし)

●小野木議長 2目現年災復旧費。

(質疑なし)

●小野木議長 3項林業施設災害復旧費、1目現年災復旧費。

(質疑なし)

●小野木議長 11款公債費、1項公債費、1目元金。

(質疑なし)

●小野木議長 2目利子。

(質疑なし)

●小野木議長 3目公債費諸費。

(質疑なし)

●小野木議長 12款諸支出金、1項諸支出金、1目諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 13款予備費、1項予備費、1目予備費。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に71ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、6ページから9ページまでの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、10ページから12ページの基金構築物及び通信放送施設について質疑を

受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

4番森議員。

●4番森議員 先ほど同僚議員のほうから不納欠損についてちょっとお尋ねがあったのですが、私も監査委員をやった経験がございますが、不納欠損処理について、この処理に至るまでには、それ相当の対応、行政的に言えば、収納努力が求められたと思います。つまり、法律で定めておられるような、2年なり5年なりと、こういった経過からいって、安易に不納欠損処理を行うということはすべきでないと考えてございます。

そこで、代表監査委員にお伺いをしたいと思います。このような多額の不納欠損処理をされたわけですが、どのような考え方をもってされたか、伺いをしてみたいと思います。

●小野木議長 答弁、山口代表監査委員。

●山口代表監査委員 お答えいたします。

不納欠損全般について言えば、一般的に不納欠損処理というのは、町の財産を消滅させるということが前提になりますから、かなり慎重に行わなければならないというのが大前提です。それともう一つは、税に対する町民の納税意識の問題で、非常に不公平感が出るということもございまして、これに関しては非常に慎重にならなければならないということです。前段で不納欠損について菅谷議員のほうから御質問がありました。今回は大幅に不納欠損がされてるということで、もう少し議員の方々から質問が出るかと思いますが、今、森議員のほうから質問されましたので、それについて監査委員の考え方というものを申し述べたいと思います。

不納欠損という場合に、これは大きく分けて二種類ございまして、まず一つは、執行停止による不納欠損。例えば生活保護を受けていると、受けてしまったと、それから、自己破産をしてしまった、あるいは、居所不明で、どこへ行ったかわからないというような事例の場合は、これは3年間の執行停止をかけて、その状況が変わらなければそのまま不納欠損すると、これが一つです。それからもう一つは、消滅時効による不納欠損というのがございます。今回この部分が非常に多かったわけです。それで、消滅時効というのも、公法上の債権と司法上の債権、例えば、私はたまたま商売をやっておりますが、商売をやっている場合に、売掛債権というのができます。売掛債権というのは、短期に消滅時効、民法上2年という消滅時効がかかるのですが、一般的に、時効に対する債務者の援用というか、ちょっと専門的になりますけれども、私は時効にかかりましたと、債権は、債務は時効にかかったので、なくなったよという形で、それを一定の手続をもって援用するということが必要になりますが、税だとかいろんな形の公法上の債権がありますが、それに関しては、一般的に、5年の経過とともに完全に債権が消滅するということが地

方税法上の18条でうたわれております。これは、時効、その権利は、債務者本人が放棄できないということになっていまして、完全に債権が消滅するということで、消滅時効にかかった債権については、これは財産権として消滅しているものですから、完全に、本来的には滞納繰越として予算上に計上するのも本来的には実態と合わないということが一つあります。

それで、監査委員としては、その問題に関して、以前から時効による不納欠損が結構多額にございましたので、それについてはなるべく適切に不納欠損処理をしてほしいという形でお話ししていましたところ、今回こういう形で多額の不納欠損処理というものが行われたということでございます。

それで、不納欠損というものを町民に理解していただきなければならないということで、一番重要なのは、原課の徴収努力、これがまず問われます。管内の町税の収納率、これは、うちの税務係になりますが、非常に優秀で、収納率から言えば管内で4番目という形になっておりまして、徴収努力に関しては十勝管内でもかなり優秀なほうだということが一つあります。

それから、第2番目は、不納欠損をやるということは、先ほども申しましたように、納税者の不公平感というものを払拭しなければならないということで、非常に重要なのが、いかにその滞納を強制的に取り立てるという手段を使っているかということが重要な問題になります。それで、平成20年度からかなりの部分ですね、それ以前は国税還付というものに関する差し押さえはありましたけれども、それ以外の差し押さえは十分進んでいなかったということもありまして、平成20年度からは積極的に不動産の差し押さえ、それから預金の差し押さえ、それから、インターネットを通じた動産の競売ですね、それから、一部悪質な滞納者に対しては滞納整理機構に回すと、そういう形の強制的な対応をかなり進め始めております。

それから、もう1点は、滞納者の納税意識を高めるということで、税務係としては、方針として、現年分に関する滞納を極力少なくするという方針でやっております。成果説明書などの資料を見ていただくとわかるのですけれども、現年分の収納率はかなり高くなっています。これは、将来的に滞納をふやさないということで、そういう方針で係のほうでやっております。こういうことから、こういう税務係の今現状の徴収努力を見たら、この程度の、過去から積み重なった不納欠損処分をしてもいい状況にあるということで、監査委員としても、時期的に不納欠損処分をしたらいいというふうに進めておりましたところ、平成20年度に多額の、国保も入れますと800万円近い不納欠損になるのですけれども、それを行ったところであります。

それで、問題は今後の話なのですが、税務係が、今後、職員が交代して、今現在は非常に優秀な職員が頑張っておられますが、将来的に税務係の職員がかわった場合に、今的方法を、方針を継続してやっていただくということで、その方針について税務係ともいろいろ協議しておりますが、それは第1に、滞納者の生活状況、それから財産状況、こういうものをきちんと把握して、まず第1点は個々に対応すると、これがまず第1ですね。それから、先ほども言いましたが、税の不公平感というものを払拭させるために、滞納者に対しては、特に悪質な滞納者に対しては徹

底して財産状況を調べ、強制的な執行を行っていただくということが第2点。それから、先ほども申しましたが、現年分を徹底的に徴収することによって、次年度への繰り越しをなくすると、そうすることによって、過去に対する滞納に対しても納税意欲を多少とも高めてもらうという方針をとっていただきたいと。

そういうことをして、多少とも執行停止にかかる方、それから、時効にかかってしまう方、そういうのもやむを得なく多少おられますけれども、そういうものに関しては、監査委員としても、それだけ努力してそういう結果になった場合には、多少の不納欠損は仕方がないだろうし、不納欠損しなければならないときはしなければならないというような形でやっていただければとということで考えております。そういうような基本方針で税務係のほうに今後とも継続してやっていただければというふうに考えている次第です。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 まず、町税についての町民税、この出されました審査意見書の中で、町民税の中で、非常に、固定資産税、軽自動車税、たばこ税除いて、プラスになっているのですが、この20年度のこの町民税の金額の推移から見て、21年、あるいは今後についてのいろいろと推移というものを予想してみると、21年度についてもやはり、この△の問題というか税金については、このように、減額の傾向が強いのではないかなど、こう思うのですが、これはあくまでも今後の見通しというような意味から、どのようにこの個人税や法人税というものの考え方をしているかというところを理事者にお聞きしたいと思います。

二、三点あるのですが、一つずつお聞きしたいなと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 非常に難しい質問で、答弁もちょっと的を射ているかどうかわかりませんけれども、一般的に、町民税につきましては課税が翌年度になります。したがいまして、本年度につきましては、非常に第1次産業が厳しい中、来年に対する町民税は大きく期待することは難しいのではないかというふうに思っております。ただ、町民税の中でも法人税につきましては、それぞれ業者が努力しておりますので、そういった意味では法人税の落ち込みはそれほどないかなというふうに思っております。また、固定資産税等につきましては、当然、見直しがあったり、取り壊しあったり、それから、最近は建築もそんなに多くない形もありますから期待はできないと思いますし、ただ、固定資産税の場合は御承知のとおり、何店舗かシャッターをおろしております、課税はするものの、なかなか徴収することが厳しいような状況になっているようです。あと、ほかの町民税についてはほとんどそのときの、たばこにしても、軽自動車にいたしましても、動きはないと思いますけれども、だんだん不景気になれば、この点も下がってくるのではないかと。

ただ、御承知のとおり、私のまちは40億円を超える財政でありますけれども、税に期待するのは5億円あるかなしかで、非常に税の徴収については、先ほど代監からも御説明ありましたとおり、職員の努力によって、それぞれ頑張っているところでございます。

以上でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常に抽象的なことかもしれません、お聞きしましたのは、例えば参考にしたいのですが、21年度、今年度について、このように非常に、今、町長の答弁説明の中にあるように、当町においての法人会社等についても非常に不況の状況の中に巻き込まれていると。なかなか進捗、いわゆる成長をしていかないと、右上がりには業績が上がっていかないというような状況下にあると思うのですね。したがって、これは参考にお聞きしますが、現在において法人事業税、これ、事業を起こしている方々の減免申請というのはおありかどうか、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、田中住民課長。

●田中住民課長 現在のところ、ありません。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 なぜこういうことをお聞きするかといいますと、この決算の審議がされることについての趣旨というか意図というのは、21年度の状況を踏まえながら、そして、新年度に対するどういうような方向性を見出すかということの指標の一つにするという意味だと思うのですね。したがって、今お聞きしました法人事業税、事業税の申請をゼロだということの今説明ですが、この年末に向かって、ややもすると、その申請する予備的な事業というの私は出てくるような傾向にあると。これは決して思惑を持って言ってるわけではなくて、実際そういうような事業主がいらっしゃる、発言を裏に持ちながら私今聞いているのですが、そういうこともあり得ると。そのときにどういうような対応をするか、あるいは対策を打っていくか、このことが重要ではないかなということも考えますし、全体的な本町における法人の救済ということも今後はあり得るのかなというところも考えられる可能性がある。したがって、そういうところを、取り越し苦労にはなるかもしれません、ややもするとそういう傾向にあり得るというときに、どういうような考え方を持って臨むかというところの姿勢をお聞きしたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今まで過去に、減免については個人的な減免、つまり、第1次産業でありますと、相当なる事業というか、農業に大冷害なり大震災が来た場合については、それぞれ減免措置をとったことがありますけれども、事業については、あくまでもやっぱり事業の税というの、事業が、つまり、プラスになった場合、定額は別として、所得が伸びると当然事業法人税を納めるような形になりますから、今の現段階では、あくまでも所得に応じた課税ですので、特別な事情、つまり、大きな震災がない限りは、事業に対する減免は考えていないということです。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これも先ほど私が申し上げましたように、取り越し苦労でなければいいという、そういう気持ちもあるのですが、そういうような状況があった場合には、適宜な措置を講じていただきたいというように希望するところであります。

関連しまして、この一般会計の財産の表の中の、ページ数で言うと10ページなのですが、基金のところであります、ふるさと振興基金というのがこの20年度においては決算年度中に増減高が1億4,130万9,000円、これは私は、基金の8項目がありますが、このふるさと振興基金だけが飛び抜けて、この年度中に金額が大きくなっていますが、これは過去の基金取り崩しの議会で議決もしていますが、これには、基金をこれだけ、ふるさと振興基金にウエートを持った何か意味があればお聞きしたいと思います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、宮口町長。

●宮口町長 申しわけございません。ふるさと創生基金につきましては、今、実際国からきている地方活性化交付金で年度内に事業が完成できないものについては、基金として積んでくださいよと、それを明年度にまた使ってくださいよということでございまして、細部にわたっては総務課長のほうから答弁できますか、その内容については。実際は、中身としては教育関係もございますし、町全般的なものがあって、そういう形で予算措置できないものについては、あくまでも使うということで基金に積んで認めていただいて、それを次の年にまたおろして使うということでおざいます。

以上です。

●小野木議長 答弁、熊野総務課長。

●熊野総務課長 大変申しわけありません。今、ふるさと振興基金の金額の大きな主なるものは、去年から、今、臨時交付金が入ってまいりますので、その関係が5,500万円、あと、財源が、収入がかなり20年度において、地方交付税だとか、それから税収がありましたので、その分について8,200万円ほど主なるそこの基金に積み立てました。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 このことについての内容把握をしたかったという意味は、この8基金の中で、ふるさと振興基金というのは非常に心強い基金だなど私は理解しているわけです。そういうふうに解釈して、ほかの基金がそれでは心弱いかといったらそうではないのですが、何といっても、このまちづくりにおける裏づけは財政だという第一義的に考えて感じているものですから、そういう意味で、意図した項目の中に、これを重点的にやっぱり政策の一つとして財政確保の中であ

るのかなと、こう思って聞いたわけです。

例えば、先ほどもちょっと今回の議会の資料の中に、財政的というか、資金的に寄付のされてる方が何件かありましたね。これは、ふるさと振興基金という項目に当てはめて寄附をいたしましたね。ですから、こういうものも、基金の寄付をしていただく方の中身はいろいろあるのでしょうかけれども、そういうことが、業者から、あるいは有志から寄附があった場合には、こういうところに重点的に置いて、それをまちおこし、まちづくりに充当するというような解釈でとらえているものですから、そういう意味でお聞きしたのですが、今後については、これについての今政府からの交付金、事業費、そういうものもこれに当てはめていくのだというようなことの理解できました。ぜひともこういうことで、基金に対する、町民全体から見ても安定感のある、安心できる基金というのは積立金ですから、そういうものの考え方というものを今後積極的に推進していただきたいなと思いますが、それについての町長の考え方もちょっとお聞きしたいと思っています。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 財政上の安定基金としては、過去に、現在もそうですけれども、財政調整基金、これはどこの町村も同じく、ある程度、災害対策に用立てるために積んであります、最近特にネーミングが変わって、私のまちでは、今言ったふるさと振興基金、特に前向きな建設をする場合についてはこの基金から取り、そして、年間それぞれ町民からも寄附をいただきますけれども、その場合につきましては、必ず、どのような形で使わせていただくかということを確認して、福祉に使いたい場合は福祉のほうですけれども、一般的には、まちづくりということになれば、ふるさと振興基金に積みまして、今後、大きくまちの発展に寄与するときには、この基金を利用して行いたいと。また、災害等に使う場合だと、さらには、起債の償還ということは別々に目的を持って積んでおります。そういう意味では、これからも、ふるさと振興基金については十分財源を確保できるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この基金の件で、こだわるようですが、この項目に合致するものは当面ないのかもしれません、例えば、今回全国大会に行かれたレディースのソフトボールの選手の皆さん、これは補正として一般会計で50万円ほど議会も了解したわけですが、こういう項目はここにありませんが、例えば強引にこれを当てはめるとすれば、青少年育成基金あたりから減らさないで、こういうものをどんどん基金的なものとして取り崩すといったらあれなのですが、こういうものからやはり支出するというような考え方というのは、どうでしょうか、いかがでしょうか、その辺の考え方もお聞きします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そういうふうに今回みたくスポーツ振興のために本町を代表されたチームについて

は、基金の目的として、例えばスポーツ振興基金というのを積みまして、実力、努力によって全国大会等々に行く場合については、当然そういった基金だと思います。

ただ、今回につきましては、私ども、予算組む場合については、必ず財源留保ということで、税の一部、交付税の一部を財源留保をしておりますので、その中から捻出して出たわけで、今、大崎議員がおっしゃるとおり、今後やっぱりそういった目的をしっかり持った基金も置いておいて、財政的に厳しいけれども、その基金から支出ができるというような形にすれば適切かというふうに思っております。今後内部で十分検討して行いたいというふうに思っております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 済みません、最後の質問をさせていただきますが、細かいことになるかもしれません、確認の意味でお聞きしたいと思います。

この一般会計の財産の11ページの一覧表の中に、構築物という項目で、その一覧表の大体3分の2ぐらい落ちたところに、時計塔というのがあります。これは多分、庁舎の周りの、今はもう水は出ておりませんけれども、あそこの場所だと思うのですが、時計塔が1基ありますが、塔だけが残っている。これは、町民から要望がありました。ですから取り上げてみたいのですが、いろいろと事情があったようです、あそこには時計がセットされているのですね、時計塔の中に丸い時計があった。今これが撤去されているのですね。これの管理は、担当者、担当課長にも、以前、どうなったのだろうということは確認したのですが、これ、なかなか難しいでしょうが、希望は、私のみならず、町民は、あそこを通ってあそこを見たときに、やはり今何時だというのが、あれ、時計ですよね、温度計ではないですよね、それをやっぱり期待しているのですね。ですから、若干係の担当の者は、管理にかかるのですということは聞いていたのですが、今完全に穴ぼこになって、塔だけ残っている、これを復活できるか。あるいは、でなければ塔を撤去するか、その辺のことを、ちょっと細かいのですが、お聞きしたいなと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実は時計と温度計がありまして、温度計のほうは、なかなか、修繕をするということで高額の金額が要るということで、時計は修理いたしまして、現在もう直って、実際、時刻は正確に動いております。ただ、せっかくの塔ですので、時計として使わせていただいて、温度計については、あそこの場所だけの温度しか確認できないものですから、特に豊頃はいろいろところで温度差がありますので、温度は必要ないだろうということで、壊れましたので取りました。そういうことで、時計だけは動いておりますので御理解ください。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成20年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

11時25分まで休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時26分 再開

●小野木議長 再開します。

日程第3 認定第2号平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成20年度特別会計歳入歳出決算書、6ページをお開きください。

平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税。

(質疑なし)

●小野木議長 2款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款療養給付費交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款前期高齢者交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 6款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 7款共同事業交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 9 款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 10 款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 11 款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に 12 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 款保健給付費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 款後期高齢者支援金等。

(質疑なし)

●小野木議長 4 款前期高齢者納付金等。

(質疑なし)

●小野木議長 5 款老人保健拠出金。

(質疑なし)

●小野木議長 6 款介護納付金。

(質疑なし)

●小野木議長 7 款共同事業拠出金。

(質疑なし)

●小野木議長 8 款保健事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 9 款基金積立金。

(質疑なし)

●小野木議長 10 款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 11 款予備費。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、19 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はあり

ませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、13ページの基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第4 認定第3号平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を受けます。

平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算書25ページをお開きください。

平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款介護保険料。

(質疑なし)

●小野木議長 2款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款支払基金交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 6 款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 8 款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 9 款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、30ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 款保健給付費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 款財政安定化基金拠出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4 款地域支援事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 5 款基金積立金。

(質疑なし)

●小野木議長 6 款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に37ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、15ページの物品及び基金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号平成20年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第5 認定第4号平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算書41ページをお開きください。

平成20年度豊頃町老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款支払基金交付金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2款国庫支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3款道支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4款繰入金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5款繰越金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 6款諸収入。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 次に、44ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2款医療諸費。

(質疑なし)

●小野木議長 3款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 嵩出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

次に、47ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号平成20年度豊頃町老人保健特別会計嵩入嵩出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第6 認定第5号平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計嵩入嵩出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計嵩入嵩出決算書51ページをお開きください。

平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計嵩入嵩出決算事項別明細書により、嵩入を款ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料。

(質疑なし)

●小野木議長 2款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 3款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 4款広域連合支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、53ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質疑なし)

●小野木議長 3款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款予備費。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、55ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第7 認定第6号平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算書59ページをお開きください。

平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 2 款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 3 款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 4 款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、61ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款医院費。

(質疑なし)

●小野木議長 2 款診療所費。

(質疑なし)

●小野木議長 3 款歯科診療所費。

(質疑なし)

●小野木議長 4 款公債費。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、65ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、17ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、18ページの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号平成20年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第8 認定第7号平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算書69ページをお開きください。

平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 2款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 3款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 6款町債。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、72ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款公債費。

(質疑なし)

●小野木議長 3款予備費。

(質疑なし)

●小野木議長 岁出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、75ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。19ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、20ページの工作物について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 簡易水道についてなのですが、この審査意見書のほうも参考にしていただきたいのですが、17ページですね、非常に理事者のほうで、これは特別会計というのは、簡易水道もこの後の公共下水道もそうなのですが、一般会計からのそういう財源というものを相当ウエートを占めているのですが、この意見書の中で参考になったのですが、過去4年間の償還金の返済、いわゆる償還額、これが20年度については5億円も減ってきておりました。これは非常に私は理事者は努力をされている結果だろうと思うのですね。こういうような状況からいきますと、この本町の簡易水道というものについての借り入れ、いわゆる借金ですが、こういうものはどの程度のスタンスで、どういう動きになるかというところを、そういう計画がおありだと思うのですね。そういうものがございましたら、ひとつ示していただきたいと、こう思います。これは正確なものでなくとも、過去4年間からこれだけの、5億円も減額になってきているという努力に対して私は敬意を表したいし、また、これについての見通しというものもある程度お聞きしたいと、こう思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 詳細にわたっては副町長から答弁いたしますけれども、特に下水道の関係、簡易水道の関係につきましては、基本的には独立採算の特別会計でやるのが好ましいのですけれども、

会計上だとか使用料等につきましては値上げができません。したがいまして、一般会計からそれなりの金額を繰り入れしているわけです。特に起債は、大体長いもので25年から30年ぐらいの国の許可を得て起債をしております。そして、毎年償還額も決まっておりまして、ただ、新しく起債を起こした場合については、次の年あたりからまたふえていく、非常に起債のピークもだんだんだんだん終わろうとしております。したがいまして、御指摘のとおり、起債も、一般会計もそうですけれども、非常に少なくなってきております。逆に今、大きな工事がありませんので、起債を起こさないものですから、もとの起こした起債を常に償還しておりますから、こういう形で減ってくる。ただ、これからまた、修繕等、改修等に入りますと、起債を起こしますので、その時点でまた起債がふえてくるかというふうに思っております。年次ごとの額等につきましては、副町長のほうから御説明申し上げます。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 決算の説明の中で私が申し上げさせていただきましたが、高利率の地方債の繰上償還を平成19年度から3カ年度でありますから、平成21年度、今年度でこの繰上償還が終わることになります。その中で、公的資金の補償金免除繰上償還と、こういう制度がこの3年間で特例措置として実施できるようになりましたので、この中で簡易水道特別会計、また、公共下水道特別会計の繰上償還をしておりますので、今言わたったような5億円程度の地方債の額が減っているという状況になっております。今後、21年度まででありますから、22年度以降につきましては、このようなまた特例措置ができるかできないか、まだ定かでありませんが、できる限り今までの地方債の累増を抑止しながら、健全財政に努めてまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 内容については説明いただきましてありがとうございました。特にこの16年から20年度まで計数を見ますと、その努力といいますか、その推移が非常にわかりよく出てるなど、この数字だけを見ましてですね。特に18年から19年なんていうのは、5億円の中の2億円も償還しているということは、タイミングがよかったですのかもしれませんが、それについての、今、町長が説明あったように、水道料を上げるということはなかなかこれ難しい。だけれども、新規の、例えばまちづくり、あるいは造成、あるいはそういう事業が起きる場合には、これは新たなまた地方債の手当てをしなければいけないのかなと。現状では、この推移からいくと、少なくともこの今までの16年から見ますと、あと5年もすると、これはもう全く皆無に近いぐらいの、この調子でいけばですよ、なるのかなと。そうすると、ますます今度本格的な町民に対する受益者負担というのは、いい方向に推移していくのかなと、こういう予想がされるのですが、その辺についての自治体の取り組み方というものについても、これはライフラインの整備というのは当然のことなのですが、もしこの簡易水道についての、具体的なことになるかもしれませんのが、スパンといいますか、本町における旧新の交換事業というのはどのぐらいのことを考え

たらしいのか、もしあわかりだったらお聞きしたいと思うのです、簡易水道だけで結構です。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 簡易水道の公債費については、先ほど理事者のほうから答弁申し上げましたけれども、過去に実施した事業がちょうど重なっているものですから、いわゆる茂岩簡易水道の整備事業並びに二宮簡易水道の整備事業、この際に借りた償還がピークを過ぎていくと。それで、決算書を見てもおわかりのとおり、元利均等償還なものですから、元金のほうが多くなれば、償還が既に終了に近づいているというふうに御理解いただいて結構なのですけれども、ただ、このままの状況で、管路も、いわゆる浄水施設、排水施設も使えるのであれば、どんどん水道料を値下げして維持管理すれば住民にお返しできるのですけれども、ちょうどこの償還終わる頃に、管路についても、いわゆる浄水施設についても、ポンプ等についてはすべてもう耐用年数が過ぎています。それで、メンテをかけながら今やっている状況にありますて、先般、議会でもお話ししましたとおり、国の指導によって二宮簡易水道と茂岩簡易水道の統合計画を今委託発注してつくっている最中でございますが、その中で、いわゆるポンプの更新、それから排水管の更新等、事業費が今積算されているところでございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成20年度豊頃町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

日程第9 認定第8号平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから、質疑を行います。

平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算書79ページをお開きください。

平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

- 1 款分担金及び負担金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 款使用料及び手数料。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 款繰入金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 款繰越金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 5 款諸収入。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 次に、8 1 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。
- 1 款総務費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 款事業費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 款公債費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 款予備費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 次に、8 5 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について質疑を受けます。2 1 ページの公有財産について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 次に、2 2 ページの物品について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 財産に関する調書全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 それでは、本決算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定すべきものとすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号平成20年度豊頃町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定しました。

◎ 休会の議決

●小野木議長 お諮りします。

議事の都合により、9月18日から9月24日までの7日間は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、9月18日から9月24日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午前 11時57分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 和田宏樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員